

【セーフティネット認定全般について】

Q: セーフティネット認定の種類にはどのようなものがありますか。

A: 中小企業信用保険により各要因に応じ次のように分類されます。

1 号: 連鎖倒産防止

2 号: 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限

3 号: 突発的災害（事故など）

4 号: 突発的災害（自然災害など）

5 号: 業況の悪化している業種（全国的）

6 号: 取引金融機関の破綻

7 号: 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

8 号: 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

尚、令和 6 年 12 月 1 日現在で本市として認定を取扱っているのは主として 5 号認定となります。

Q: 東大阪市で事業を営んでいる事を確認する資料として何が必要ですか。

A: 原則として次の書類をご提出下さい。

- ・法人事業者の場合: 履歴事項全部証明書（発行 3 ヶ月以内、写し可）または直近の確定申告書（法人税）別表 1 等の写し。

- ・個人事業者の場合: 直近の確定申告書（所得税）第 1 表等の写し。

尚、東大阪市の事業所所在が上記書類で確認できない場合は別途確認資料が必要となります。

詳細は相談窓口にお問い合わせ下さい。

Q: 売上高の減少率を計算する基準月はいつにすればいいのですか。

A: 認定を申請する月の前月もしくは前々月の売上高が基準月となります。

（例: 4 月中に申請する場合、3 月または 2 月の売上高が対象となります。）

Q: 売上高を確認する資料として何が必要ですか。

A: 法人の場合: 対象月 3 か月間の月別試算表もしくは売上台帳、前年度の法人税概況説明書の表と裏等

個人の場合: 対象月 3 か月間の月別試算表もしくは売上台帳、前年の確定申告書（月別売上）等が必要となります。

Q: 代理人が申請する場合、委任状は必要ですか。

A: 法人代表者または個人事業者以外の方が代理にて申請する場合は所定の委任状が必要となります。

委任状の一般用または金融機関用の書式をダウンロードしご使用下さい。

[委任状（一般用または金融機関用）](#)（外部リンクへ）

【セーフティネット5号認定について】

Q：5号認定にはどのような種類がありますか。

A：様式イ：売上高減少または販売数量減少等が生じている事業者

様式ロ：原油等の価格上昇等により経営の安定に支障が生じている事業者

様式ハ：為替相場の変動や人手不足等の要因により利益率の減少が生じている事業者

尚、様式ロ・ハの詳細につきましては相談窓口にお問い合わせ下さい。

Q：営む事業がどの業種に該当するかを確認する方法を教えてください。

A：日本標準産業分類における細分類で該当する業種名を確認して下さい。

[日本標準産業分類検索システム e-Stat](#)（外部リンクへ）

Q：営む事業が現在認定の指定業種に該当するかはどこで確認できますか。

A：中小企業庁のホームページで確認できます。

尚、指定業種は3ヶ月毎に見直しされますのでご注意ください。

[セーフティネット5号の指定業種](#)（外部リンクへ）

Q：営む事業内容を確認できる資料としてどのような資料が必要ですか。

A：会社案内、パンフレット、許可証、ホームページの写し、製品・機械・工場内部の写真等を添付してください。

Q：複数の事業を兼業していますが、セーフティネット5号の申請書式のどの書式を使えば良いですか。

A：セーフティネット5号イ認定の様式表 [指定業種に属する事業の確認及び様式](#)（外部リンクへ）をご参照ください。

Q：認定の基準となる売上高の減少率は何パーセント必要ですか。

A：セーフティネット5号は原則として5%以上の売上減少が要件となります。

Q：業歴が短く前年との比較ができない場合、認定の申請は可能ですか。

A：業歴3か月以上15か月未満の事業者も売上減少要件を満たせば申請可能です。

申請書式 セーフティネット5号 様式 イ ③ ④

改正 令和6年12月1日

詳細は相談窓口にお問い合わせ下さい

【問い合わせ先】都市産業スポーツ部

産業総務課分室

TEL 06-6748-7275